

中華人民共和國知的財産権税関保護条例

(2003年12月2日中華人民共和國國務院令395号公布 2010年3月24日《國務院：〈中華人民共和國知的財産権税関保護条例〉の改正に関する決定》に基づき改正)

第一章 総則

第一条 知的財産権税関保護を実施し、對外經濟貿易及び科学技術文化交流を促進し、公共利益を保護するため、《中華人民共和國税関法》に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例においていうところの知的財産権税関保護とは、税関が輸出入国貨物と関連し且つ中華人民共和國の法律、行政法規の保護を受ける商標専用権、著作権と著作権と関連する権利、特許権（以下、知的財産権と統称する）に対して実施する保護のことを指す。

第三条 国家は知的財産権を侵害する貨物の輸出入を禁止する。
税関は関連法律及び本条例の規定に基づき知的財産権保護を実施し、《中華人民共和國税関法》が規定する関連権力を行使する。

第四条 知的財産権権利者が税関に知的財産権保護の実施を求める場合、税関に保護措置を採る申請を提出しなければならない。

第五条 輸入貨物の荷受人またはその代理人、輸出貨物の荷送人またはその代理人は、国家の規定に従い、税関に輸出入貨物と関連する知的財産権の状況を事実どおり申告、且つ関連証明文書を提出しなければならない。

第六条 税関は知的財産権保護を実施する場合、関連当事者の商業秘密を保持しなければならない。

第二章 知的財産権の備案

第七条 知的財産権権利者は本条例の規定により、その知的財産権について税関総署に備案申請することができる。備案申請する場合は、申請書を提出しなければならない。申請書には、以下の内容を含まなければならない。

- (一) 知的財産権権利者の名称或または氏名、登録地または国籍等。
- (二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報。

(三) 知的財産権許可の行使状況。

(四) 知的財産権権利者が知的財産権を合法的に行使する貨物の名称、産地、輸出入地税関、輸出入業者、主な特徴、価格等。

(五) 既にわかっている知的財産権を侵害する貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入地税関、主な特徴、価格等。

前項で規定する申請書の内容に証明文書がある場合、知的財産権権利者は証明文書を添付送付しなければならない。

第八条 税関総署は全ての申請文書を受け取った日から30営業日以内に備案の可否を決定し、且つ書面により申請人に通知しなければならない。備案を許可しない場合、理由を説明しなければならない。

以下の状況のいずれかがある場合、税関総署は備案を受理しない。

(一) 申請書類が揃っていないまたは無効である場合。

(二) 申請人が知的財産権権利者でない場合。

(三) 知的財産権が法律、行政法規の保護を受けない場合。

第九条 税関は知的財産権権利者の知的財産権の備案備案を申請する際に関連状況または文書を実事通りに提供していないことを発見した場合、税関総署はその備案を取り消すことができる。

第十条 知的財産権税関保護備案は税関総署が備案を許可した日より効力を発生し、有効期間は十年とする。

知的財産権が有効である場合は、知的財産権権利者は知的財産権税関保護備案有効期間満了前六カ月以内に、税関総署に対して備案の継続を申請することができる。毎回の備案継続の有効期間は十年とする。

知的財産権税関保護備案の有効期間が満了し、継続を申請しないまたは知的財産権が法律、行政法規の保護を受けなくなった場合には、知的財産権税関保護備案は直ちに失効する。

第十一条 備案された知的財産権の状況に変更が生じた場合は、知的財産権権利者は、変更が生じた日から30営業日以内に、税関総署に対して備案変更または抹消手続きをしなければならない。

第三章 権利侵害嫌疑のある貨物の差押えの申請及びその処理

第十二条 知的財産権権利者が権利侵害の疑いのある貨物が輸出入されようとしている

ことを発見した場合、貨物出入国地税関に対して権利侵害嫌疑のある貨物の差押えを申請することができる。

第十三条 知的財産権権利者が税関に対して権利侵害嫌疑貨物の差押えを求める場合、申請書及び関連証明文書を提出し、そして権利侵害事実が明らかに存在するにたる証拠を提供しなければならない。

申請書には、以下の主要内容を含まなければならない。

- (一) 知的財産権権利者の名称または氏名、登録地または国籍等。
- (二) 知的財産権の名称、内容及び関連情報。
- (三) 権利侵害の疑いのある貨物の荷受人及び荷送人の名称。
- (四) 権利侵害の疑いのある貨物の名称、規格等。
- (五) 権利侵害の疑いのある貨物が出入国する可能性のある港、時間及び運送手段等。

権利侵害の疑いのある貨物が備案された知的財産権を侵害する疑いのある場合は、申請書には、更に税関の備案番号を含まなければならない。

第十四条 知的財産権権利者が税関に対して権利侵害の疑いのある貨物の差押えを求める場合、税関に貨物と同等の価値を超えない担保を提供しなければならず、申請が不当であることにより荷受人、荷送人にもたらしうる損害の賠償、及び貨物が税関により差し押さえられた後の倉庫、保管及び処分等の費用の支払いに用いなければならない。知的財産権権利者は直接に倉庫業者に倉庫、保管費用を支払う場合、担保の中から控除する。具体弁法は税関総署が制定する。

第十五条 知的財産権権利者が権利侵害の疑いのある貨物の差押えを申請し、本条例令第十三条の規定に当てはまり、そして本状例題第十四条の規定により担保を提供した場合、税関は権利侵害の疑いのある貨物を差押え、書面により知的財産権権利者に通知し、そして税関の差押え証憑を荷受人または荷送人に送付しなければならない。

知的財産権権利者が権利侵害の疑いのある貨物の差押えを申請し、本条例第十三条の規定に当てはまらない、または本条例第十四条の規定に基づいて担保を提供しない場合、税関は申請を却下し、そして書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第十六条 税関は輸出入貨物が備案されている知的財産権を侵害する疑いのあるのを発見した場合、直ちに書面により知的財産権権利者に通知しなければならない。知的財産権権利者は通知送達日より三営業日以内に本条例第十三条の規定に基づいて申請を提出し、そして本条例第十四条の規定に基づいて担保を提供した場合、税関は権利侵害の疑いのある貨物を差押え、書面により知的財産権の権利者に通知し、そして税関の差押え証憑を荷受人または荷送人に送達しなければならない。知的財産権権利者が期間を超えても申請を

提出せずまたは担保を提供しない場合、税関は貨物を差し押さえてはならない。

第十七条 税関の同意を経て、知的財産権権利者及び荷受人または荷送人は関連貨物を調べることができる。

第十八条 荷受人または荷送人がその貨物は知的財産権権利者の知的財産権を侵害していないとする場合、税関に対し書面説明を提出し、そして関連証拠を添付して送付しなければならない。

第十九条 特許権を侵害する疑いのある貨物の荷受人または荷送人が、その輸出入貨物が特許権を侵害していないとする場合、税関に対し貨物と同等の価値の担保を提供した後に、税関に対しその貨物を通関させるよう請求することができる。知的財産権の権利者が合理的な期間内に人民法院に対し訴えを提起しない場合、税関は担保金を返還しなければならない。

第二十条 税関が輸出入貨物に既に備案のある知的財産権を侵害する疑いがあるのを発見し、且つ知的財産権権利者に通知した後、知的財産権権利者が税関に対し権利侵害の疑いのある貨物を差し押さえるよう求めた場合、税関は差押えの日から30営業日以内に差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物が知的財産権を侵害しているか否かについて調査、認定をしなければならない。認定することのできない場合、直ちに書面により知的財産権権利者に通知しなければならない。

第二十一条 税関が差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物について調査し、知的財産権主管部門に対し協力を要請した場合、関連する知的財産権の主管部門は協力しなければならない。

知的財産権主管部門が輸出入貨物の権利侵害に関係する事件を処理する際に税関に協力を要請した場合、税関は協力しなければならない。

第二十二条 税関が差押えられた権利侵害の疑いのある貨物及び関連状況について調査を行う場合、知的財産権権利者及び荷受人または荷送人は協力しなければならない。

第二十三条 知的財産権権利者は、税関に対し保護措置を採る旨の申請を提出した後、《中華人民共和国商標法》、《中華人民共和国著作権法》、《中華人民共和国特許法》またはその他関連法律の規定に基づき、差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物について人民法院に権利侵害行為の停止命令または財産保全措置を採るよう申請することができる。

税関は、人民法院の権利侵害行為の停止命令または財産保全に関する執行協力通知を受けた場合、協力しなければならない。

第二十四条 以下のいずれかの状況がある場合、税関は差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物を通関させなければならない。

(一) 税関が本条例第十五条の規定に照らして権利侵害の疑いのある貨物を差押え、差し押さえた日から20営業日以内に人民法院の執行協力通知を受け取らない場合。

(二) 税関が本条例第16条の規定により権利侵害の疑いのある貨物を差押え、差し押さえた日から50営業日以内に人民法院の執行協力通知を受けず、且つ調査を経て差し押さられた権利侵害の疑いのある貨物が知的財産権を侵害すると認定することのできない場合。

(三) 特許権を侵害する疑いのある貨物の荷受人または荷送人が税関に貨物と同等価値の担保金を提供した後、税関にその貨物を通関させるよう請求した場合。

(四) 税関が荷受人または荷送人にその貨物が知的財産権権利者の知的財産権を侵害しないことを証明する十分な証拠があると認めた場合。

(五) 差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物が税関で管理侵害貨物と認定される前に、知的財産権権利者が権利侵害の疑いのある貨物の差し押さえの撤回を申請する場合。

第二十五条 税関が本条例の規定に照らして権利侵害の疑いのある貨物を差し押さえた場合、知的財産権権利者は倉庫、保管及び処分等の費用を支払わなければならない。知的財産権権利者が関連費用を支払わない場合、税関は当該権利者が税関に提供した保証金からこれを控除、または担保人に関連担保責任を履行するよう要求することができる。

権利侵害の疑いのある貨物が知的財産権を侵害すると認定された場合、知的財産権の権利者は、支払った倉庫、保管及び処分等に関する費用を権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出に組み入れることができる。

第二十六条 税関は知的財産権保護を実施し犯罪の疑いがある事案を発見した場合、事案を法に依って公安機関に移送して処理させなければならない。

第四章 法律責任

第二十七条 差し押さえられた権利侵害の疑いのある貨物は、税関の調査を経て知的財産権を侵害すると認定されたものについては、税関により没収する。

税関は、知的財産権を侵害する貨物を没収した後、知的財産権を侵害する貨物の関連状況を書面で知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権を侵害する貨物は社会公益事業に用いることができる場合、税関は関連する公益機構に引渡し、社会公益事業に使用させなければならない。知的財産権権利者が購入する意思を有する場合、税関は知的財産権権利者に有償で譲渡することができる。没収された知的財産権を侵害する貨物が社会公益事業に用いることができず、且つ知

的財産権の権利者が購入の意思を有しない場合には、税関は権利侵害の特徴を除去した後、法に依って競売することができるが、輸入された商標を査証する貨物に対して、特殊状況を除き、貨物上の商標マークを取り除くだけではその商業チャネルに入る認めることはできない。権利侵害の特徴を除去できない場合、税関は廃棄しなければならない

第二十八条 税関が知的財産権保護備案及び知的財産権保護措置をとる旨の申請を受けた後、知的財産権権利者が適切な状況を提供しないことにより権利侵害貨物を発見することができず、直ちに保護措置を採ることができずまたは保護措置を採る力が足りない場合、知的財産権権利者が自ら責任を負う。

知的財産権の権利者が税関に権利侵害の疑いのある貨物の差押えを求めた後、税関が差し押さえた権利侵害の疑いのある貨物が知的財産権権利者の知的財産権を侵害したと認定することができない、または人民法院が知的財産権権利者の知的財産権を侵害していないと判定した場合、知的財産権の権利者は法に依って賠償責任を負わなければならない。

第二十九条 知的財産権を侵害する貨物の輸入または輸出することが、犯罪を構成する場合、法に依って刑事責任を追及する。

第三十条 税関職員が知的財産権保護を実施する際に、職務怠慢、職権乱用、私利による不正を行い、犯罪を構成する場合、法に依って刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に依って行政処分に処する。

第五章 付則

第三十一条 個人が携帯し、または郵送して出入国する物品が自己使用、合理的な数量を超え、且つ本条例第二条で規定する知的財産権を侵害する場合、権利侵害貨物として処理する。

第三十二条 知的財産権の権利者はその知的財産権を税関総署に備案する場合、国家関連規定に従って備案費を納付しなければならない。

第三十三条 本条例は2004年3月1日より施行する。1995年7月5日に国务院が公布した《中華人民共和国知的財産権税関保護条例》は同時に廃止する。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/呉明憲)